

令和2年（2020年）6月3日

保護者様

上田高等学校長

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した  
ご家庭への支援について（通知）

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、年度途中において  
予期せぬ理由で家計が急変したご家庭に対して、授業料減免、奨学給付金等の支援制  
度を用意しています。

下記をご覧いただき、希望される方は、担当までご連絡ください。

## 記

### 1 対象となる支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合、以下の支援制度が利用可  
能です。

#### (1) 授業料の減免

- ・対象者 災害、生業不振その他の理由により著しく生活が困難になった者  
※収入基準（例） 4人世帯で、年収見込額 350 万円未満の場合
- ・減免額 月額 9,900 円（全日制）× 減免を必要とする月数  
月額 2,700 円（定時制）× 減免を必要とする月数

#### (2) 高校生等奨学給付金

- ・対象者 非課税世帯等の者  
※新型コロナウイルスの影響による家計急変を対象者に追加
- ・給付額（年額） 第1子 84,000 円 第2子以降 129,700 円

#### (3) 高等学校等奨学金

- ・対象者 経済的理由により修学が困難である高校生等  
※新型コロナウイルスの影響による家計急変を対象者に追加
- ・貸与額（月額） 奨学金 18,000 円  
遠距離通学費 上限 26,000 円（通学費等の月額の 7/10）  
※希望により、令和3年3月分までの一括貸付が可能
- ・償還期間 卒業等後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間

### 2 県教育委員会 関連情報

- ・県教育委員会 新型コロナウイルス感染症対策特設ホームページ  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/corona/message.html#hogosya>

### 3 提出期限（保護者等からの申請期限）

- (1) 新入生に対する早期給付の場合  
令和2年6月30日（火）
- (2) 上記以外  
令和2年8月31日（月）  
ただし、家計が急変の場合は随時受付

4 問い合わせ先

上田高等学校 事務室

電話 0268-22-0002 (平日 8:30~17:00)

長野県上田高等学校

校長：廣田 昌彦

担当：斉藤 勇志 (事務室)

TEL：0268-22-0002

FAX：0268-23-5390

E-mail：ueda-hs@pref.nagano.lg.jp